○大阪府障害者施策推進協議会

資料４

案

文化芸術部会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会要綱第５条の規定に基づき、文化芸術部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（組織）

第２条　部会を組織する委員（以下「部会委員」という。）は１０人以内とする。

２　部会委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の公開）

第３条　部会の会議は、会議の公開に関する指針（昭和60年11月26日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。

（会議）

第４条　部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

２　部会は、部会委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会委員以外の者の意見聴取）

第５条　部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を会議に出席させて、意見等を述べさせることができる。

附　則

この要綱は、令和元年１２月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年６月２７日から施行する。